

# 第3期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2019年6月19日（水曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時）

場所

横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号3  
横浜ロイヤルパークホテル 3階  
「鳳翔の間」

株主総会会場は神奈川県横浜市となっております。末尾のご案内図をご確認のうえ、お間違えないようご注意ください。

決議  
事項

第1号議案 取締役7名選任の件  
第2号議案 監査役1名選任の件

CONCORDIA  
Financial Group



株式会社 コンコルディア・フィナンシャルグループ

証券コード：7186

株主の皆さまには、平素よりコンコルディア・フィナンシャルグループにご厚情を賜り、誠にありがとうございます。

横浜銀行と東日本銀行の持株会社であるコンコルディア・フィナンシャルグループが発足して3年が経ちました。私たちを取り巻く環境は、本格的な人口減少と高齢化の進展により「人生100年時代」に突入する一方で、デジタル化が驚異的なスピードで進むなど、個人の身近な生活のみならず社会の構造そのものが大きく変化しています。

そのような環境の中、2018年度は当社グループ発足時からの中期経営計画の最終年度として、各地域の現状や課題をきめ細かく把握して中長期的な将来像を描く「地域本部体制」を導入するなど、これまで以上に地域・お客さま本位の取り組みを進めてまいりました。

しかしながら、長期化するマイナス金利政策の影響もあり、2018年度決算(2行合算)は、売上にあたる業務粗利益が前年度に比べて8.0%減少の2,011億円、当期純利益が同17.8%減少の514億円となるなど、厳しい結果となりました。

社会の大きな変化と厳しい経営環境はこれからも続きますが、当社グループはどのように「変革」していくべきでしょうか。

今年度からスタートした新たな中期経営計画の策定にあたっては、「神奈川における圧倒的なお客さま基盤」や「効率経営のノウハウ」、「巨大マーケット東京」という私たちの“強みと機会”を徹底的に見つめ直しました。

この強みを最大限に発揮して機会を活かせるよう、新たな中期経営計画の3つの基本方針を、お客さまの成長支援や課題解決を通じた「コアビジネスの深化」、デジタル技術を活用した「構造改革による生産性向上」、新たな事業領域へ挑戦するとともに持続的な成長を支えるための強い組織を作る「経営基盤の強化」としました。これにより地域にとつてなくてはならない、持続的に成長できる銀行をめざします。

今年度は、「変革」に向けた新たなスタートの年となります。

私は、コンコルディア・フィナンシャルグループを「従来の銀行を越える新しい金融企業」に変えていくことをお約束します。そして当社の成長を通じて社会の持続的な発展に貢献してまいります。

今後とも、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



2019年5月  
株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ

代表取締役社長 川村 健一

## CONTENTS

TOP MESSAGE .....	1	■ 監査報告書 .....	51
■ 第3期定時株主総会招集ご通知.....	3	(ご参考) トピックス .....	55
議決権行使のお願い .....	4		
■ 株主総会参考書類 .....	6		
■ 第3期事業報告.....	18		
■ 連結計算書類 .....	47		
■ 計算書類 .....	49		



当社ホームページ

<https://www.concordia-fg.jp/>



コンコルディア・フィナンシャルグループ 検索

2019年5月27日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋2丁目7番1号

株式会社 コンコルディア・フィナンシャルグループ

代表取締役社長 川 村 健 一

### 第3期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第3期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2019年6月18日（火曜日）午後5時まで**に、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月19日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号3  
横浜口イタルパークホテル 3階「鳳翔の間」

### 3. 株主総会の目的事項

**報 告 事 項** 第3期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

**決 議 事 項** 第1号議案 取締役7名選任の件  
第2号議案 監査役1名選任の件

### 4. 議決権の行使等についてのご案内

(1) 次の事項につきましては、法令および定款第15条の規定にもとづき、インターネット上の当社のウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

- ①事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

したがって、本招集ご通知添付書類は、監査役が監査報告を作成するに際して監査を

した事業報告、連結計算書類または計算書類の一部であり、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。

- (2) 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。
- (3) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

以上

- 株主さまではないご同伴の方、お子さまなど、**株主さま以外の方は総会にご出席いただけません**ので、ご注意ください。
- 当日は当社では軽装（クールビズ）にてご対応させていただきます。株主の皆さまにおかれましても軽装にてご出席ください。
- 株主さまへのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- 決議結果につきましては、後日、当社のウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト

<https://www.concordia-fg.jp/>

## 議決権行使のお願い

株主総会参考書類6頁～17頁をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。議決権行使には以下の3つの方法がございます。

### 株主総会へ出席

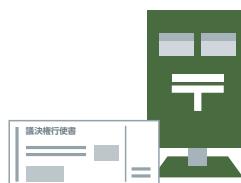


同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願いいたします。

株主総会開催日時

2019年6月19日（水）  
午前10時

### 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

行使期限

2019年6月18日（火）  
午後5時到着分まで

### インターネットによる議決権行使



インターネットにより**議決権行使ウェブサイト**にアクセスしていただき、議決権を行使ください。詳細は次頁をご覧ください。

行使期限

2019年6月18日（火）  
午後5時まで

複数回にわたり議決権行使をされた場合の取り扱い

■ 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合はインターネットによるものを有効な議決権行使といたします。

■ インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効な議決権行使といたします。

機関投資家のみなさまへ

株式会社ICJに事前に申し込まれた場合には、当社が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。



# 株主総会参考書類

## 第1号議案 取締役7名選任の件

現在の取締役全員（7名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。その候補者は次のとおりであります。

なお、社外取締役3名については、全員が当社の定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。（同基準については17頁をご参照ください。）

候補者 番号		氏名	現在の当社における 地位および担当
1	再任	かわ むら けん いち 川 村 健 一	代表取締役社長
2	再任	おお や やす よし 大 矢 恭 好	取締役
3	再任	おおかん だ とも お 大神田 智 男	取締役
4	再任	の ざわ やす たか 野 澤 康 隆	取締役
5	再任	もり お みのる 森 尾 稔	社外 独立役員 取締役
6	再任	ね もと なお こ 根 本 直 子	社外 独立役員 取締役
7	新任	あき よし みつる 秋 吉 満	社外 独立役員 ー

候補者  
番号

1

かわむら けんいち  
川村 健一

再任



生年月日：1959年8月11日（満59歳）

現在の当社における地位および担当：代表取締役社長

所有する当社の株式の数：普通株式 73,400株

取締役会への出席状況（2018年度）：17回／17回（100%）

**略歴：**

1982年 4月	株式会社横浜銀行入行	2013年 4月	同 執行役員
2005年 6月	同 統合リスク管理室長	2013年 6月	同 取締役執行役員
2007年 4月	同 融資部長	2015年 4月	同 取締役常務執行役員
2009年 4月	同 綱島支店長兼綱島エリア委員長	2016年 4月	当社 取締役
2010年 4月	同 監査部長	2016年 6月	株式会社横浜銀行 代表取締役頭取
2011年 5月	同 リスク統括部長	2018年 6月	当社 代表取締役社長（現任）
2012年 5月	同 執行役員リスク統括部長		

■ **取締役候補者とした理由等**

川村健一氏は、当社グループの一員として、リスク管理部門のほか、融資部門や監査部門等に携わるなど、当社グループの経営管理や事業運営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、当社の代表取締役社長および株式会社横浜銀行の代表取締役頭取として豊富な経営経験を有しております。こうした経験や知見を活かすことにより、当社グループの経営管理および事業運営を的確、公正かつ効率的に遂行するとともに、当社グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。

■ **重要な兼職の状況**

なし

候補者  
番号

2

おおや やすよし  
大矢 恭好

再任



生年月日：1962年4月19日（満57歳）

現在の当社における地位および担当：取締役

所有する当社の株式の数：普通株式 25,300株

取締役会への出席状況（2018年度）：17回／17回（100%）

略歴：

1985年 4月	株式会社横浜銀行入行	2015年 4月	同 代表取締役常務執行役員営業本部長
2008年 8月	同 事務統括部長		ブランド・CSR戦略本部長
2010年 4月	同 リスク統括部長	2016年 4月	当社 代表取締役
2011年 5月	同 執行役員経営企画部長		株式会社横浜銀行
2012年 6月	同 取締役執行役員経営企画部長		代表取締役常務執行役員
2013年 4月	同 取締役執行役員経営企画部長	2016年 6月	株式会社横浜銀行 取締役執行役員
	ブランド戦略本部副本部長	2018年 6月	当社 取締役（現任）
2014年 4月	同 取締役常務執行役員		株式会社横浜銀行
	ブランド戦略本部副本部長		代表取締役頭取（現任）

■ 取締役候補者とした理由等

大矢恭好氏は、当社グループの一員として、経営企画部門のほか、リスク管理部門やIT部門等に携わるなど、当社グループの経営管理や事業運営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、当社の代表取締役および株式会社横浜銀行の代表取締役頭取として豊富な経営経験を有しております。こうした経験や知見を活かすことにより、当社グループの経営管理および事業運営を的確、公正かつ効率的に遂行するとともに、当社グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。

■ 重要な兼職の状況

株式会社横浜銀行 代表取締役頭取

候補者  
番号

3

おお かん だ とも お  
大神田 智男

再任



生年月日：1956年10月8日（満62歳）

現在の当社における地位および担当：取締役

所有する当社の株式の数：普通株式 17,484株

取締役会への出席状況（取締役就任以降）：14回／14回（100%）

略歴：

1979年 4月	株式会社ときわ相互銀行 （現 株式会社東日本銀行） 入行	2016年 6月	同 専務取締役
2007年 6月	同 池袋支店長	2017年 6月	同 代表取締役専務
2010年 6月	同 取締役営業推進部長	2018年 6月	当社 取締役（現任） 株式会社東日本銀行 代表取締役頭取（現任）
2013年 4月	同 常務取締役営業推進部長		
2014年 6月	同 常務取締役		

■ 取締役候補者とした理由等

大神田智男氏は、当社グループの一員として、営業部門のほか、事務管理部門や人事部門等に携わるなど、当社グループの経営管理や事業運営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、当社の取締役および株式会社東日本銀行の代表取締役頭取として豊富な経営経験を有しております。こうした経験や知見を活かすことにより、当社グループの経営管理および事業運営を的確、公正かつ効率的に遂行するとともに、当社グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。

■ 重要な兼職の状況

株式会社東日本銀行 代表取締役頭取

候補者  
番号

4

のざわ やすたか  
**野澤 康隆**

再任



生年月日：1961年5月4日（満58歳）

現在の当社における地位および担当：取締役

所有する当社の株式の数：普通株式 71,370株

取締役会への出席状況（取締役就任以降）：14回／14回（100%）

#### 略歴：

1984年 4月	株式会社横浜銀行入行	2016年 6月	同 取締役常務執行役員営業本部副本部長
2005年 6月	同 瀬谷支店長		ブランド・CSR戦略本部副本部長
2007年 4月	同 統合リスク管理室長	2017年 4月	同 取締役常務執行役員
2009年 4月	同 経営企画部長	2017年 6月	同 代表取締役常務執行役員
2011年 5月	同 執行役員営業企画部長	2018年 6月	当社 取締役（現任）
2012年 5月	同 執行役員市場営業部長		株式会社東日本銀行
2015年 4月	同 執行役員		代表取締役副頭取（現任）
2015年 6月	同 取締役執行役員		
2016年 4月	同 取締役執行役員営業本部副本部長		
	ブランド・CSR戦略本部副本部長		

#### ■ 取締役候補者とした理由等

野澤康隆氏は、当社グループの一員として、市場・国際部門のほか、経営企画部門やIT部門等に携わるなど、当社グループの経営管理や事業運営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、当社の取締役、株式会社横浜銀行の代表取締役および株式会社東日本銀行の代表取締役副頭取として豊富な経営経験を有しております。こうした経験や知見を活かすことにより、当社グループの経営管理および事業運営を的確、公正かつ効率的に遂行するとともに、当社グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としてしました。

#### ■ 重要な兼職の状況

株式会社東日本銀行 代表取締役副頭取

候補者  
番号

5

もり お  
森尾

みのる  
稔

再任

社外

独立役員



生年月日：1939年5月20日（満80歳）

現在の当社における地位および担当：取締役

所有する当社の株式の数：普通株式 21,700株

取締役会への出席状況(2018年度)：16回／17回（94%）

#### 略歴：

1963年 4月	ソニー株式会社入社	2003年 6月	ソニー株式会社 取締役執行役副会長
1988年 6月	同 取締役	2010年 6月	沖電気工業株式会社 取締役退任
1990年 6月	同 専務取締役	2013年 6月	株式会社横浜銀行 取締役
1993年 6月	同 取締役副社長	2015年 6月	沖電気工業株式会社 取締役（現任）
2000年 6月	同 取締役副会長	2016年 4月	当社 取締役（現任）
2001年 6月	沖電気工業株式会社 取締役		

#### ■ 社外取締役候補者とした理由等

森尾稔氏は、ソニー株式会社の取締役副社長、取締役副会長および取締役執行役副会長を歴任されるなど、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しております。こうした経験や知見を活かすことにより、当社グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上をはかる観点から、取締役および経営陣に対して適時・適切に意見・提言をおこない得る人物と判断し、取締役候補者となりました。

#### ■ 重要な兼職の状況

沖電気工業株式会社 社外取締役

#### ■ 独立性について

森尾稔氏は、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、当社は同氏を、株式会社東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏は、2004年6月までソニー株式会社の取締役執行役副会長を務めておりましたが、退任後10年以上経過しております。また、同社と当社およびグループ各社との間における取引はないこと等から、独立性に影響を与えるものではありません。

#### ■ その他

1. 森尾稔氏は、2013年6月から2018年6月まで当社の子会社である株式会社横浜銀行の取締役に就任しておりました。
2. 森尾稔氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって3年3か月となります。

候補者  
番号

6

ねもと  
なほこ  
根本 直子

再任

社外

独立役員



生年月日：1960年1月15日（満59歳）

現在の当社における地位および担当：取締役

所有する当社の株式の数：普通株式 7,400株

取締役会への出席状況（取締役就任以降）：14回／14回（100%）

#### 略歴：

1983年 4月	日本銀行入行	2015年 4月	同 マネジングディレクター 兼 リサーチ・フェロー
1994年 9月	スタンダード&プアーズ・ レーティング・ジャパン株式会社 アソシエートディレクター	2016年 4月	アジア開発銀行研究所 エコノミスト (現任)
1999年 1月	同 ディレクター	2016年 6月	株式会社横浜銀行 取締役 中部電力株式会社 取締役 (現任)
2005年 4月	同 マネジングディレクター	2018年 6月	当社 取締役 (現任)
2011年 4月	同 マネジングディレクター 兼 アジア太平洋地域リサーチヘッド 兼 アナリティカルマネージャー	2019年 4月	早稲田大学大学院 経営管理研究科 教授 (現任)

#### ■ 社外取締役候補者とした理由等

根本直子氏は、長年、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社で金融機関に関する格付・調査業務に携わられるなど、金融の専門家としての豊富な経験と幅広い知見を有しております。こうした経験や知見を活かすことにより、当社グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上をはかる観点から、取締役および経営陣に対して適時・適切に意見・提言をおこない得る人物と判断し、取締役候補者となりました。なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

#### ■ 重要な兼職の状況

アジア開発銀行研究所 エコノミスト、中部電力株式会社 社外取締役  
早稲田大学大学院経営管理研究科 教授

#### ■ 独立性について

根本直子氏は、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、当社は同氏を、株式会社東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### ■ その他

1. 根本直子氏は、2016年6月から2018年6月まで当社の子会社である株式会社横浜銀行の取締役に就任しておりました。
2. 根本直子氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって1年となります。

候補者  
番号

7

あきよし  
秋吉

みつる  
満

新任

社外

独立役員

生年月日：1956年1月9日（満63歳）

現在の当社における地位および担当：－

所有する当社の株式の数：－

取締役会への出席状況：－

略歴：

1978年 4月	丸紅株式会社入社	2015年 4月	同 代表取締役副社長執行役員 生活産業グループCEO
2007年 4月	同 執行役員	2018年 4月	同 取締役特別顧問
2009年 4月	同 常務執行役員	2018年 6月	同 特別顧問
2010年 6月	同 代表取締役常務執行役員	2019年 4月	エムジーリース株式会社 代表取締役社長（現任）
2012年 4月	同 代表取締役専務執行役員		
2014年 4月	同 代表取締役副社長執行役員		



#### ■ 社外取締役候補者とした理由等

秋吉満氏は、丸紅株式会社で代表取締役専務執行役員等を経て、代表取締役副社長執行役員および生活産業グループCEOを務められるなど、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しております。こうした経験や知見を活かすことにより、当社グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上をはかる観点から、取締役および経営陣に対して適時・適切に意見・提言をおこない得る人物と判断し、取締役候補者となりました。

#### ■ 重要な兼職の状況

エムジーリース株式会社 代表取締役社長、国際石油開発帝石株式会社 社外監査役  
※国際石油開発帝石株式会社社外監査役については、2019年6月下旬に就任予定です。

#### ■ 独立性について

秋吉満氏は、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、当社は同氏を、株式会社東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。なお、同氏は、2018年6月まで丸紅株式会社の取締役特別顧問を務め、現在はエムジーリース株式会社の代表取締役社長を務めておりますが、丸紅株式会社と当社およびグループ各社との間における2018年度の取引額は、同社連結売上高および当社連結業務粗利益の1%未満であること、また、エムジーリース株式会社と当社およびグループ各社との間における取引はないことから、独立性に影響を与えるものではありません。

(注) 1. 取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 責任限定契約の締結について

当社は、社外取締役候補者である森尾稔氏および根本直子氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務をおこなうにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う旨の契約を締結しております。両氏が取締役に選任された場合、当社と両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、秋吉満氏が取締役に選任された場合、当社は同氏との間で当該契約を締結する予定であります。

第2号議案

## 監査役1名選任の件

天野克則氏は、2019年3月31日付で監査役を辞任いたしましたので、新たに監査役1名の選任をお願いするものがあります。

その候補者は次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

候補者 まえはら かずひろ  
**前原 和弘**

新任



生年月日：1964年9月28日（満54歳）

現在の当社における地位：－

所有する当社の株式の数：普通株式 15,500株

取締役会への出席状況：－

監査役会への出席状況：－

### 略歴：

1988年 4月	株式会社横浜銀行入行	2016年 4月	同 執行役員リスク統括部長
2008年 8月	同 融資部経営サポート室長	2016年10月	当社 執行役員リスク統括部長
2009年 4月	同 融資部担当部長	2017年 1月	同 退任
2010年 4月	同 営業本部担当部長	2017年 4月	株式会社横浜銀行 執行役員 営業本部副本部長
2011年 5月	同 営業企画部担当部長		
2012年11月	同 蒲田支店長兼蒲田エリア委員長	2018年 4月	当社 執行役員リスク統括部長
2015年 4月	同 ブロック支援部営業本部事務局長	2019年 3月	同 退任

### ■ 監査役候補者とした理由等

前原和弘氏は、当社グループの一員として、融資部門やリスク管理部門等に携わるなど、当社グループの経営管理や事業運営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。こうした経験や知見を活かすことにより、当社の取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行し、当社グループの健全で持続的な成長の確保に貢献できる人物と判断し、監査役候補者となりました。

### ■ 重要な兼職の状況

なし

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 責任限定契約の締結について  
当社は、前原和弘氏が監査役に選任された場合、同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務をおこなうにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う旨の契約を締結する予定であります。

## <ご参考>

社外取締役および社外監査役候補者の選任にあたっては、当社が上場する金融商品取引所の定める独立性の要件を充足するとともに、以下の「社外役員の独立性判断基準」を満たす者とします。

### ○社外役員の独立性判断基準

当社またはグループ各社における社外取締役および社外監査役候補者は、原則として、現在または最近において以下のいずれの要件にも該当しない者とします。

- (1) A. 当社またはグループ各社を主要な取引先とする者もしくはその者が法人等である場合にはその業務執行者  
B. 当社またはグループ各社の主要な取引先である者もしくはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- (2) 当社またはグループ各社から、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等
- (3) 当社またはグループ各社を主要な取引先とするコンサルティング事務所、会計事務所、法律事務所等に所属する者等
- (4) 当社またはグループ各社から、多額の寄付等を受ける者もしくはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- (5) 当社の主要株主、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- (6) 次に掲げる者（重要でない者は除く）の近親者
  - A. 上記(1)～(5)に該当する者
  - B. 当社またはグループ各社の取締役、監査役、執行役員、重要な使用人等

※「最近」の定義：実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

※「主要な」の定義：直近事業年度の連結売上高（当社またはグループ各社の場合は連結業務粗利益）の1%以上を基準に判定する。

※「法人等」の定義：法人以外の団体を含む。

※「多額」の定義：過去3年平均で、年間1,000万円以上

※「近親者」の定義：二親等内の親族

※「重要でない者」の定義：「重要でない者」とは、会社の役員・部長クラスに従属する職階に属する者および会計事務所、法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士に従属する職階に属する者などをいう。

以上

# 第3期事業報告 2018年4月1日から2019年3月31日まで

## 1 当社の現況に関する事項

### (1) 企業集団の事業の経過及び成果等

#### [企業集団の主要な事業内容]

当社グループは、当社と子会社等24社により構成される企業集団であり、地域にとってなくてはならない金融グループとして、銀行業務を中心に、証券業務、リース業務、情報サービス・調査業務、ベンチャーキャピタル業務などをおこなっております。

#### [金融経済環境]

2018年度の世界経済を振り返りますと、全体として緩やかな拡大が続きました。国・地域別には、欧州や中国で景気が減速する一方、米国経済が好調を維持しました。

わが国の景気は、国内民間需要の増加に支えられて緩やかな回復が続きました。人手不足を背景とした省力化ニーズの高まりを受けて設備投資が増加したほか、雇用・所得情勢の改善を受けて個人消費が底堅く推移しましたが、2019年1～3月には、中国景気の前減速などをを受けて、輸出や生産面に弱い動きが見られました。こうした中、首都圏の景気は、雇用情勢の改善を背景とした個人消費の増加などをを受けて回復基調で推移し、また、神奈川県経済も、設備投資や公共投資の増加などをを受けて緩やかな景気回復が続きましたが、年度末にか

けて、県内企業の景況感が製造業を中心に弱含みました。

金融面では、日本銀行が「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続したことにより、短期金利はマイナス圏で推移しました。一方、長期金利は、2018年7月に日本銀行が長期金利の変動幅拡大を含む「強力な金融緩和継続のための枠組み強化」を決定した後、一時水準を切り上げる場面がありました。しかし、その後、米国の長期金利の低下を受けて、日本の長期金利にも低下圧力がかかり、2019年1月以降は概ねマイナス圏での推移となりました。

#### [2018年度の取り組み]

2018年7月、当社の子会社である東日本銀行は、内部管理態勢および経営管理態勢に問題があったとして、銀行法第26条第1項にもとづき、関東財務局から業務改善命令を受けました。お客さま、株主の皆さまをはじめ、関係する皆さまに多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。業務改善命令を踏まえ、東日本銀行は、内部管理態勢および経営管理態勢の見直し・強化にむけて、「法令等の遵守」、「規律・倫理の遵守」、「顧客本位のサービスの提供」など役職員の行動規範を定める「倫理綱領」を再確認

するとともに、これらを意識した企業風土を根付かせていくため、業務改善計画を策定しました。役職員一丸となって同計画の着実な遂行に努めています。また、当社は、同計画の着実な実施を監督するとともに、内部管理態勢および経営管理態勢の見直し・強化にグループ一体となって取り組むことで、お客さまや株主の皆さま、関係する皆さまの信頼回復に努めています。

当年度は、2016年度から2018年度を計画期間とした中期経営計画「One Heart for You ～1st Stage～」の最終年度として、以下のような事項に取り組んでまいりました。

### ①お客さま本位のソリューションの提供

当社グループは、地域金融グループとして、地域社会の持続的な発展およびお客さまの豊かな人生、事業の発展に貢献するため、お客さま本位のソリューションの提供に取り組んでまいりました。

当社の子会社である横浜銀行では、2018年4月より、地域の現状や中長期的な将来見通し等をきめ細かく把握・分析し、地域のニーズに即した営業戦略の企画立案や、地域の主要なステークホルダーとのリレーション構築等、従来以上にお客さまと向き合い、地域に密着した取り組みを実践するため、地域本部体制を導入いたしました。

この新たな営業体制のもと、農地内に店舗設置を認

める国家戦略特区を活用した関東地方初の事例である「農家レストランいぶぎ」の開業支援や、他の観光地と比べて宿泊客数が少ないという課題を抱える鎌倉市において歴史的資源である古民家を民泊施設兼レストランとしてリノベーションした「鎌倉古今」の開業支援等、地域経済の活性化へ積極的に取り組みました。

法人のお客さまの事業の発展に貢献するため、事業評価を通じた的確なニーズ把握に努めるとともに、高まる事業承継ニーズにエクイティ投資を通じて対応する「つむぐ事業承継ファンド」の組成や、お客さまの人材確保の取り組みを支援する人材紹介業への参入等、ソリューションの多様化を進め、お客さまの課題解決を通じた企業価値向上支援に取り組みました。

個人のお客さまの豊かな人生に貢献するため、資産形成層のお客さまへの積立型商品のご提案や、休日や夜間でもご相談いただける保険ショップ「はまぎん保険パーラー」の開設等、お客さまの真のニーズや利益にかなう中長期的な資産形成支援に取り組みました。また、資産運用セミナーをはじめとするさまざまなセミナーを開催する等、「フィデューシャリー・デューティー宣言」にもとづき、金融教育への支援を通じた地域社会の金融リテラシー向上に注力しました。

### ②デジタル技術の活用

当社グループでは、デジタル技術を活用し、新たな金融サービスの提供、お客さまとのチャネルの多様化、

既存業務の効率化などに取り組んでまいりました。

新たなキャッシュレスサービスとして導入した「はまPay」では、ゆうちょ銀行、沖縄銀行、北陸銀行、北海道銀行などと連携し、利用者が他の金融機関と契約した店舗でも支払いができる「銀行Pay（マルチバンク対応）」のさらなる拡大を進めたほか、新たな展開として、東京急行電鉄と連携し、東急線各駅の券売機から預金の引き出しができるキャッシュアウト・サービスの提供を2019年5月に開始しました。

また、基幹系システム「MEJAR(メジャー)」を共同運営する北陸銀行、北海道銀行および七十七銀行とともに、デジタル技術を活用した業務プロセス改革、チャネル・サービス改革などを協働で推進するデジタル推進プロジェクトである「MEJAR Digital Innovation Hub (MDIH)」を立ち上げました。

### ③SDGsへの取り組み

当社グループでは、企業活動を通じて、社会の持続的な発展に貢献することで、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に取り組んでいます。横浜銀行は、神奈川県とSDGs推進に向けた協定を締結し、地域経済を担う県内中小企業がSDGs推進に取り組めるよう、神奈川県との協働施策に取り組みました。また、横浜銀行は、女性が活躍できる職場環境の整備が評価され、「女性が輝く先進企業表彰」における「内閣府特命担当大臣（男女共同参画）表彰」を受賞したほか、施設資産の最適

化や省エネ改修を含めた環境施策等の戦略的ファシリティマネジメントの取り組みが評価され「日本ファシリティマネジメント大賞」を受賞する等、多方面でSDGsへの取り組みを強化しております。

### ④東日本銀行のシステム移行

東日本銀行は、横浜銀行が利用する基幹系システム「MEJAR（メジャー）」へのシステム移行準備を進めてまいりましたが、2019年1月、共同利用を開始し、安定稼働いたしました。今後も共同化したシステムを活用し、さらなる業務効率化やこれまで以上に質の高い金融サービスの提供に努めてまいります。

## 【2018年度の業績】

### 【当社グループの連結業績】

当社グループの連結業績は、連結経常収益は3,064億円、連結経常利益は803億円、親会社株主に帰属する当期純利益は542億円となり、前年度比減益となりました。普通株式等Tier1比率は13.00%、総自己資本比率は13.76%と、リスクアパタイト・フレームワークの活用により、将来のリスクにも備えた十分な資本水準を維持しました。

2018年度の株主還元方針は、2018年11月、従来の特別配当による配当実施方針を変更し、配当金について分かりやすく定額で明示する方針に改めました。この株主還元方針にもとづき、2018年度の1株あたり配当金は

16円といたしました。この結果、前年度の1株あたり配当金15.5円に対して0.5円の増配となりました。また、株主の皆さまへの還元合計額は、自己株式の取得100億円とあわせ298億円となり、当期純利益の55%となりました。

【参考：2行合算の業績と主要勘定期末残高】

横浜銀行、東日本銀行の2行合算業績については、業務粗利益が前年度比176億円減少の2,011億円となり、また、実質業務純益も前年度比185億円減少の770億円となりました。

主要勘定の期末残高は、預金が前年度末比4,547億円増加の16兆128億円、貸出金が前年度末比2,161億円増加の12兆7,312億円となりました。

2行合算 実質業務純益の推移



2行合算 預金の推移



2行合算 業務粗利益の推移



2行合算 貸出金の推移



## 【企業集団の対処すべき課題】

当社グループは、2019年度からの3年間を計画期間とする中期経営計画を策定いたしました。

当社の経営環境は、国内の人口減少・高齢化による顧客基盤の縮小等に加えて、マイナス金利政策の長期化等による収益環境の悪化や異業種参入等による競争環境の激化等、厳しい環境が継続しています。また、東日本銀行の業務改善命令への対応に加え、デジタル技術の進展等を踏まえた既存業務の効率化や新たな業務への取り組み等、従来の業務のあり方を抜本的に見直していく必要性が生じています。

このような厳しい経営環境や課題に対応していくため、「神奈川における圧倒的なお客さま基盤」や「効率経営のノウハウ」といった当社グループの「強み」と「巨大マーケット東京」という当社グループの「機会」を踏まえたうえで、計画期間を「従来の銀行を超える新しい金融企業へ転換していく変革の3年間」と位置づけ、新たな中期経営計画をスタートさせます。

中期経営計画では、「コアビジネスの深化」、「構造改革による生産性向上」、「経営基盤の強化」という3つの基本方針のもと、10の重点施策に取り組んでまいります。

### 基本方針1. コアビジネスの深化

圧倒的なお客さま基盤を有する神奈川と、巨大マーケットである東京において、それぞれの地域性に応じた営業戦略のもと、ソリューション営業の高度化に取り組むとともに、取引先の成長支援や海外アセットの積上げにより海外ビジネスの拡大をはかってまいります。また、預貸ギャップ（預金と貸出金の差）の水準や国内の低金利環境の継続を踏まえ、適正なリスク管理のもと、資金運用の多様化に取り組んでまいります。

### 基本方針2. 構造改革による生産性向上

当社グループの「強み」の一つである「効率経営のノウハウ」をさらに強化し、既存の銀行業務における生産性を向上させるため、デジタル技術を活用したオペレーション改革や店舗チャネル改革を中心とした構造改革に取り組んでまいります。

### 基本方針3. 経営基盤の強化

「従来の銀行を超える新しい金融企業」へ変革していくために、戦略的投資・出資等を活用し、新たな事業領域へ挑戦していくとともに、持続的な成長を支える強い組織と人づくりや、SDGs（持続可能な開発目標）へ積極的に取り組んでまいります。また、リスクアパタイト・フレームワークを活用し、健全性維持と資本効率向上を両立した資本政策のもと、バランスのとれた株主還元を継続してまいります。

【参考：3つの基本方針と10の重点施策】

基本方針	10の重点施策
1. コアビジネスの深化	①ホームマーケットにおける営業戦略
	②ソリューション営業の高度化
	③海外ビジネスの拡大
	④資金運用の多様化
2. 構造改革による生産性向上	⑤デジタル技術を活用したオペレーション改革
	⑥店舗チャネル改革
3. 経営基盤の強化	⑦戦略的投資・出資等を活用した新たな事業領域への挑戦
	⑧持続的な成長を支える強い組織と人づくりの強化
	⑨SDGsへの取り組み
	⑩資本政策

こうした取り組みのもと、中期経営計画では目標指標として、以下の4つの指標を掲げ、計画期間最終年度である2021年度の目標水準とともに、長期目標として目指すレベルを以下のとおり設定いたします。

低金利環境が継続する中でも、ソリューション営業の高度化や適切なリスクテイク等によりリスクアセット対比の収益指標である業務粗利益RORAの水準を維持するとともに、構造改革による生産性向上により効率性の指標であるOHRを改善させ、株主の皆さまから

お預かりした株主資本に対する収益指標であるROEを高めてまいります。また、健全性維持と資本効率向上を両立した資本政策のもと、成長投資や株主還元のバランスを取りながら、普通株式等Tier1比率を適切な水準にコントロールしてまいります。

株主の皆さまには、引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

項目	2018年度 (実績)	目標指標	
		2021年度 (中計最終年度)	長期的に目指すレベル
業務粗利益 RORA (連結) (注1)	2.5%	➡ 2%台半ば	➡ 2%台半ば
OHR (連結) (注2)	61.4%	➡ 60%程度	⬇️ 50%程度
ROE (連結) (注3)	5.2%	↗️ 5%台半ば	↗️ 7%程度
普通株式等 Tier1比率 (連結) (注4)	13.00%	⬇️ 12%程度	⬇️ 11%台半ば

- (注) 1. 業務粗利益RORA (連結) = 業務粗利益 ÷ リスクアセット  
2. OHR (連結) = 経費 ÷ 業務粗利益  
3. ROE (連結) = 親会社株主に帰属する当期純利益 ÷ 株主資本  
4. 普通株式等Tier1比率 = 普通株式等Tier1 ÷ リスクアセット

## (2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

### イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
経常収益	—	3,294	3,276	3,064
経常利益	—	971	980	803
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	1,266	664	542
包括利益	—	1,289	723	358
純資産額	—	11,137	11,540	11,601
総資産	—	187,399	186,605	189,470

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 当社は2016年4月1日設立のため、2015年度の状況については記載しておりません。  
 3. 2016年度に負ののれん発生益 603億円を特別利益に計上しております。

### ロ. 当社の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
営業収益	—	580	343	331
受取配当額	—	559	327	314
銀行業を営む子会社	—	559	327	314
その他の子会社	—	—	—	—
当期純利益	— 百万円	56,037 百万円	32,807 百万円	31,486 百万円
1株当たり当期純利益	— 円 銭	43 39 円 銭	25 86 円 銭	25 21 円 銭
総資産	—	9,337	9,550	9,772
銀行業を営む子会社株式等	—	8,796	8,796	8,796
その他の子会社株式等	—	—	—	—

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 当社は2016年4月1日設立のため、2015年度の状況については記載しておりません。

### (3) 企業集団の使用人の状況

使用人数	当年度末		前年度末	
	銀行業務	その他の業務	銀行業務	その他の業務
	5,301人	927人	5,392人	923人

- (注) 1. 使用人数は、就業者数を記載しております。  
 2. 使用人数は、海外の現地採用者を含み、嘱託および臨時従業員を含んでおりません。

### (4) 企業集団の主要な営業所等の状況

#### イ. 銀行業務

#### 【株式会社横浜銀行】

#### ① 営業所等の推移

	当年度末		前年度末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
神奈川県	177	5	177	5
東京都	25	—	23	—
群馬県	3	—	3	—
大阪府	1	—	1	—
愛知県	1	—	1	—
国内計	207	5	205	5
アジア	1	—	1	—
海外計	1	—	1	—
合計	208	5	206	5

- (注) 1. 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を4か所（前年度末4か所）、内部事務等をおこなう施設を1か所（前年度末4か所）設置しております。  
 2. 該当がない場合、「—」で表示しております。

#### ② 当年度新設営業所等

営業所名	所在地
錦糸町支店	東京都墨田区江東橋三丁目7番8号
八幡山支店	東京都杉並区上高井戸一丁目9番1号

- (注) 当年度において、内部事務等をおこなう施設のうち、深川プライベートバンキングオフィスを錦糸町支店、八幡山プライベートバンキングオフィスを八幡山支店として支店化したほか、府中プライベートバンキングオフィスを廃止いたしました。

【株式会社東日本銀行】

① 営業所等の推移

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
東 京 都	55	1	55	1
茨 城 県	13	—	13	—
神 奈 川 県	8	—	8	—
埼 玉 県	5	—	5	—
千 葉 県	3	—	3	—
栃 木 県	1	—	1	—
合 計	85	1	85	1

- (注) 1. 上記のほか、当年度末において内部事務等をおこなう施設を6か所（前年度末6か所）設置しております。  
 2. 上記のうち、インターネット支店を東京都に含んでおります。  
 3. 該当がない場合、「—」で表示しております。

② 当年度新設営業所等

該当ございません。

ロ. その他の業務

浜 銀 T T 証 券 株 式 会 社	本店営業部（横浜市） ほか
浜銀ファイナンス株式会社	本社（横浜市）、県央リース営業部 ほか
横浜キャピタル株式会社	本社（横浜市）
株式会社浜銀総合研究所	本社（横浜市）
横浜信用保証株式会社	本社（横浜市）
東日本保証サービス株式会社	本社（東京都台東区）

## (5) 企業集団の設備投資の状況

### イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀行業務	その他の業務	合計
設備投資の総額	19,187	253	19,441

- (注) 1. 単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 上記投資金額には、消費税および地方消費税を含んでおりません。

### ロ. 重要な設備の新設、改修等

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資金額 (百万円)
銀行業務	株式会社 横浜銀行	川崎ビル	神奈川県 川崎市	新設	店舗等	1,475
		本店	神奈川県 横浜市	改修 その他	空調設備等	1,059
	株式会社 東日本銀行	本店他	東京都他	更改	MEJARシステム 移行関連	7,110
		浜松町 支店	東京都 港区	新設	店舗	1,002

- (注) 1. 単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 上記投資金額には、消費税および地方消費税を含んでおりません。

### ハ. 重要な設備の除却、売却等

該当ございません。

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ. 親会社の状況

該当ございません。

## ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設 年 月 日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社横浜銀行	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	銀行業務	1920年 12月16日	215,628百万円	100.00%	—
株式会社東日本銀行	東京都中央区日本橋三丁目11番2号	銀行業務	1924年 4月5日	38,300百万円	100.00%	—
横浜事務サービス株式会社	横浜市港北区新横浜三丁目3番1号	事務代行業務	1982年 7月26日	20百万円	100.00% (100.00)%	—
横浜キャリアサービス株式会社	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	有料職業紹介、事務代行業務	1985年 5月10日	30百万円	100.00% (100.00)%	—
浜銀モーゲージサービス株式会社	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	事務代行業務	1989年 7月21日	30百万円	100.00% (100.00)%	—
株式会社はまぎん事務センター	横浜市港北区新横浜三丁目3番1号	事務代行業務	1996年 11月18日	30百万円	100.00% (100.00)%	—
株式会社バンクカードサービス	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	事務代行業務	1999年 4月21日	200百万円	78.70% (78.70)%	—
浜銀T T証券株式会社	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	証券業務	2008年 5月2日	3,307百万円	60.00% (60.00)%	—
浜銀ファイナンス株式会社	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	リース業務	1979年 9月20日	200百万円	100.00% (100.00)%	—
横浜信用保証株式会社	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	保証業務	1977年 12月23日	50百万円	100.00% (100.00)%	—
横浜キャピタル株式会社	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	ベンチャーキャピタル業務	1984年 3月22日	300百万円	100.00% (100.00)%	—
株式会社浜銀総合研究所	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	情報サービス、調査業務	1988年 7月21日	100百万円	100.00% (100.00)%	—
スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	証券投資信託委託業務	2014年 11月25日	300百万円	34.00% (34.00)%	—
東日本ビジネスサービス株式会社	東京都中央区日本橋三丁目11番2号	事務代行業務	1984年 5月10日	10百万円	100.00% (100.00)%	—
東日本保証サービス株式会社	東京都台東区台東四丁目29番12号	保証業務	1990年 7月2日	30百万円	100.00% (100.00)%	—
東日本銀ジェーシービーカード株式会社	東京都台東区台東四丁目29番12号	クレジットカード業務	1996年 7月1日	30百万円	90.00% (90.00)%	—

- (注) 1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の( )内は間接議決権比率であります。  
3. 当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
4. スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社は、持分法適用関連会社であります。  
5. 横浜事務サービス株式会社と株式会社はまぎん事務センターは、2019年3月31日付で解散し、現在清算手続き中であり、ます。  
6. 横浜キャリアサービス株式会社は、2019年4月1日付で株式会社はまぎんビジネスチャレンジに商号変更しております。

## ハ. 重要な業務提携の概況

株式会社横浜銀行および株式会社東日本銀行は、株式会社北陸銀行、株式会社北海道銀行および株式会社七十七銀行との間で、システム共同利用をおこなっております。なお、株式会社東日本銀行が新たに2019年1月よりシステム共同利用に参加しております。

### (7) 主要な借入先

該当ございません。

### (8) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

### (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ございません。

## 2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

### (1) 会社役員 の 状況

(年度未現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
川村健一	代表取締役社長		
大矢恭好	取締役	株式会社横浜銀行 代表取締役頭取	
大神田智男	取締役	株式会社東日本銀行 代表取締役頭取	
野澤康隆	取締役	株式会社東日本銀行 代表取締役副頭取	
森尾稔	取締役（社外役員）	沖電気工業株式会社 社外取締役	(注1)
井上健	取締役（社外役員）		(注1)
根本直子	取締役（社外役員）	アジア開発銀行研究所 エコノミスト 中部電力株式会社 社外取締役	(注1) (注2)
前川洋二	常勤監査役		(注3)
野田賢治郎	監査役（社外役員）		(注1)
緒方瑞穂	監査役（社外役員）	株式会社緒方不動産鑑定事務所 代表取締役	(注1)
橋本圭一郎	監査役（社外役員）	井植グループ本社株式会社 代表取締役副社長 塩屋土地株式会社 代表取締役副会長 株式会社東日本銀行 監査役	(注1)

- (注) 1. 取締役森尾稔氏、取締役井上健氏、取締役根本直子氏、監査役野田賢治郎氏、監査役緒方瑞穂氏および監査役橋本圭一郎氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
2. 取締役根本直子氏は、2019年4月1日付で早稲田大学大学院経営管理研究科教授に就任しております。
3. 常勤監査役前川洋二氏は、株式会社横浜銀行の主計室長として長年、財務・会計業務に携わるなど、豊富な業務経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

### 当事業年度中に辞任した会社役員

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
天野克則	常勤監査役		2019年3月31日辞任

(注) 地位および担当と重要な兼職は辞任時点のものであります。

**(参考)**

当社は執行役員制度を採用しております。取締役を兼務していない執行役員の氏名、地位および担当は次のとおりであります。

(年度末現在)

氏名	地位及び担当
小 峰 直	常務執行役員 経営企画部・リスク統括部担当
山 下 明 良	執行役員 グループ機能強化担当
片 岡 達 也	執行役員 経営企画部長

(注) 2019年3月31日付で執行役員を退任した前原和弘氏、大澤直樹氏および大崎修一氏は上記に記載しておりません。

**(2) 会社役員に対する報酬等**

会社役員に対する報酬等のうち、取締役の報酬等は、役割や責任に応じて月次で支給する「基本報酬」、単年度の業績等に応じて支給する「賞与」、信託を活用し当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下、「当社株式等」という。)の交付および給付(以下、「交付等」という。)をおこなう「株式報酬」で構成しております。

「株式報酬」は、退任後に役位に応じて当社株式等の交付等をおこなう信託Ⅰと、中期経営計画終了後に経営計画の業績目標の達成度に応じて当社株式等の交付等をおこなう信託Ⅱの2種類です。

社外取締役および監査役の報酬については、業績連動性のある報酬制度とはせず、月次で支給する「基本報酬」のみとしております。

取締役の報酬等のうち金銭報酬である「基本報酬」および「賞与」は年額430百万円以内、監査役の報酬は年額120百万円以内として、それぞれ株主総会のご承認をいただいております。また、金銭報酬とは別枠として、社外取締役を除く取締役の「株式報酬」は当社と委任契約を締結している執行役員を含め3事業年度を対象に、当社が拠出する金銭の上限を合計414百万円(信託Ⅰが160百万円、信託Ⅱが254百万円)として、株主総会のご承認をいただいております。取締役の報酬等は取締役会決議、監査役の報酬は監査役協議により、具体的な報酬額を決定しております。

当社は、取締役の報酬等の客観性、透明性を確保するため、報酬・人事委員会を設置しております。

2018年度における会社役員に対する報酬等の総額は以下のとおりであります。

(単位：人、百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	10	187
監 査 役	5	77
計	15	265

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 後記「社外役員に対する報酬等」を含めた金額を記載しております。  
 3. 取締役、監査役の支給人数・報酬等には、2018年6月19日に退任した取締役3名および2019年3月31日に退任した監査役1名が含まれております。  
 4. 取締役の報酬等には、当期の賞与に関する費用26百万円が含まれております。  
 5. 取締役の報酬等には、信託を活用した株式報酬制度にもとづき当期に付与された株式交付ポイントに関する費用26百万円が含まれております。

### (3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
森 尾 稔	会社法第423条第1項の責任について、その職務をおこなうにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
井 上 健	
根 本 直 子	
前 川 洋 二	
野 田 賢 治 郎	
緒 方 瑞 穂	
橋 本 圭 一 郎	

(注) 2019年3月31日に退任いたしました天野克則氏との間においても、同様の責任限定契約を締結しておりました。

### 3 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
森 尾 稔	沖電気工業株式会社 社外取締役
根 本 直 子	アジア開発銀行研究所 エコノミスト 中部電力株式会社 社外取締役
緒 方 瑞 穂	株式会社緒方不動産鑑定事務所 代表取締役
橋 本 圭 一 郎	井植グループ本社株式会社 代表取締役副社長 塩屋土地株式会社 代表取締役副会長 株式会社東日本銀行 監査役

- (注) 1. 社外監査役の橋本圭一郎氏が兼職しております株式会社東日本銀行は、当社の完全子会社であります。  
 2. 社外役員が役員等を兼職している他の法人等と当社との間には、上記（注）1以外に開示すべき関係はありません。  
 3. 社外取締役の根本直子氏は、2019年4月1日付で早稲田大学大学院経営管理研究科教授に就任しております。

## (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会および監査役会への出席状況	取締役会および監査役会における発言その他の活動状況
森尾 稔	3年	当期開催の取締役会17回のうち16回に出席しております。	必要に応じ、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見にもとづき、発言をおこなっております。
井上 健	3年	当期開催の取締役会17回すべてに出席しております。	必要に応じ、金融機関などにおける豊富な経験と幅広い知見にもとづき、発言をおこなっております。
根本 直子	9か月	取締役就任後に開催された取締役会14回すべてに出席しております。	必要に応じ、金融の専門家としての豊富な経験と幅広い知見にもとづき、発言をおこなっております。
野田 賢治郎	3年	当期開催の取締役会17回すべてに、また監査役会13回すべてに出席しております。	必要に応じ、金融機関の経営者としての豊富な経験と幅広い知見にもとづき、発言をおこなっております。
緒方 瑞穂	3年	当期開催の取締役会17回すべてに、また監査役会13回すべてに出席しております。	必要に応じ、不動産鑑定士や法人の代表者としての豊富な経験と幅広い知見にもとづき、発言をおこなっております。
橋本 圭一郎	3年	当期開催の取締役会17回すべてに、また監査役会13回すべてに出席しております。	必要に応じ、銀行の幹部職や企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見にもとづき、発言をおこなっております。

## (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：人、百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の子会社からの報酬等
報酬等の合計	7	57	7

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記支給人数・報酬等には、2018年6月19日に退任した取締役1名が含まれております。

## (4) 社外役員の意見

該当ございません。

## 4 当社の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	普通株式	3,000,000千株
	発行済株式の総数	普通株式	1,245,616千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 32,231名

### (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	75,416 千株	6.11 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	72,465	5.87
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	52,166	4.22
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	37,576	3.04
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 明治安田生命保険口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	36,494	2.95
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX E X E M P T E D P E N S I O N F U N D S	29,617	2.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	24,646	1.99
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	24,578	1.99
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	21,994	1.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	19,959	1.61

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式数（12,273千株）を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

## 5 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人 トーマツ	11	(会計監査人の報酬等の額に監査役会が同意した理由) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意をおこないました。 (会計監査人が対価を得ておこなう非監査業務の内容) 自己資本比率規制への対応に関する助言業務等
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 木村 充 男		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 青木 裕 晃		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 百瀬 和 政		

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しており、その他欄に記載した会計監査人がおこなう非監査業務の対価は含まれておりません。  
3. 当社、子会社および子法人等が会計監査人である監査法人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は208百万円であります。

### (2) 責任限定契約

該当ございません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

#### イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、会社法の規定にもとづき、監査役全員の同意による解任（1.の場合に限ります。）または解任もしくは不再任に関する株主総会の議案の内容の決定を検討し、解任または不再任が妥当と判断した場合には、解任またはこれらの議案の内容の決定をおこないます。

1. 会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると判断される場合

- 2. 会社法、公認会計士法等の法令に違反する行為があったと認められる場合
  - 3. 会計監査人としての独立性、監査の品質、その他総合的な監査能力等の観点から、監査を適切に遂行することが困難と判断される場合
- . 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人が、当社の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類の監査をおこなっている事実
- 該当ございません。

## 6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ございません。

## 7 業務の適正を確保する体制

当社は、当社グループが法令・定款に適合し、かつ、適正に業務を遂行するために、以下のとおり内部統制システムを構築・運用するとともに、継続的な評価および必要な改善措置を講じることにより、実効性向上に努めています。

### (内部統制システム構築の基本方針の概要)

内部統制システム構築の基本方針の制定、改定は取締役会で決議しております。

#### (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役会は、当社グループのコンプライアンス基本方針等を定めた「コンプライアンス基本規程」を制定し、当社グループの全役職員に顧客保護、個人情報保護、反社会的勢力との関係遮断等を含めた法令等遵守を徹底します。
- . 取締役会は、「コンプライアンス会議（経営会議）」を設置し、当社グループのコンプライアンス実現のための具体的な実践計画として、基本方針に則した年度ごとの「コンプライアンスプログラム」を制定するとともに、当社グループ全体のコンプライアンスプログラムの進捗状況や、コンプライアンスの状況についてモニタリングをおこなうことで実効性を高めます。
- ハ. 取締役会は、当社グループのコンプライアンスを統括する部署を設置し、コンプライアンス統括

- 部署は、コンプライアンスに関する業務をグループ一元的に管理・指導します。
- 二. 取締役会は、コンプライアンス上問題のある事項について、当社グループの全役職員が当社のコンプライアンス統括部署へ直接報告できる体制を整備し、報告を受けた場合、コンプライアンス統括部署は、速やかに改善指導をおこなうとともに是正・改善措置を講じます。
- ホ. 取締役会は、当社グループから独立した立場にある社外取締役を複数選任することにより、社外の視点による監督機能の維持・向上をはかります。
- へ. 取締役会は、執行部門から独立した組織として監査部を設置し、監査部は、コンプライアンス態勢等の有効性および適切性について内部監査をおこないます。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に関する情報は、規程により各会議の議事録およびその他の文書等を保存・管理します。また、取締役および監査役はこれらの文書等を常時閲覧できるものとします。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 取締役会は、「リスク管理の基本規程」を中心としたリスク関連規程を体系的に整備するとともに、当社グループ全体のリスク統括部署やリスクの種類ごとにリスク管理部署を定めることにより、当社グループ内のリスクの伝播や集中等を含めたリスク管理を適切におこなう態勢を構築します。
- ロ. 取締役会は、収益・リスク・資本のバランスを考慮しつつ、経営として進んで受け入れるリスクの種類と量を明確化し、モニタリングする手法としてリスクアペタイト・フレームワークを定め、リスク管理全般に関するガバナンスの充実およびリスクカルチャーの醸成をはかります。
- ハ. 取締役会および経営会議等は、当社グループのリスク管理を健全かつ効果的に実施するとともに、当社グループの戦略目標や外部環境の変化等を踏まえてリスク管理の方針・手続きを定期的かつ継続的に見直します。また、経営会議として設置する「ALM・リスク管理会議」は、当社グループが抱える各種リスクをグループ共通の枠組みで把握するとともに、把握したリスクを子会社の業務執行や管理態勢の整備等に活用することで、リスク管理の実効性を高めます。
- 二. 監査部は、リスク管理態勢等の有効性および適切性について内部監査をおこないます。

## (4) 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

取締役会は、以下の体制を構築することにより、取締役の職務の執行の効率化をはかります。

- ① 代表取締役・取締役等によって構成される経営会議の設置
- ② 職務の権限に関する規程の制定による委任の範囲の明確化
- ③ 取締役会による経営方針および経営計画の策定
- ④ 取締役会および経営会議における業績および主要事項の進捗などの適切なグループ経営管理

## (5) 財務報告の適正性を確保するための体制

取締役会は、当社グループの財務報告の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制基本規程」を制定します。

## (6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 取締役会は、当社グループの経営管理に関する基本規程および協議・報告に関する規程を定め、当社と子会社の役割および権限を明確化することにより、当社グループの業務の適切性と効率性を確保します。
- ロ. 取締役会は、当社グループにおける経営資源配分の最適化をはかり、子会社のリスク管理、コンプライアンス等の態勢を整備します。
- ハ. 監査部は、当社グループの内部監査を統括し、当社グループの内部監査結果を当社の取締役および監査役に報告します。

## (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、その使用人の取締役からの独立性に関する事項およびその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ. 監査役室を設置し、専属の職員を配置し、監査役の監査業務を補助します。
- ロ. 監査役室に属する職員の人事異動、人材評価等について、監査役へ事前に報告し、監査役は意見を付すことができるものとします。
- ハ. 監査役室に属する職員は、監査役の指示に従ってその職務を遂行します。

## (8) 取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人が監査役会または監査役に報告するための体制その他の監査役会または監査役への報告に関する体制

- イ. 取締役および使用人が、当社グループにおいて、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、

不正の行為がなされている事実または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したとき、ならびに子会社の取締役、監査役および使用人が、当該会社においてそれらの事実があることを発見したときは、それらの者は、当該事実を直接あるいは間接的に当社の監査役会または監査役に報告します。

- . 取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人は、その業務の執行状況等について、当社の監査役会または監査役に対して適切に報告します。
- ハ. 当社グループは、当社の監査役会または監査役への報告者に対して、いかなる不利益な取り扱いもおこないません。

### (9) その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

- イ. 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議等の会議および委員会に出席することができるものとします。
- . 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、代表取締役の経営方針を確認するとともに、当社グループが対処すべき課題、取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換をおこなうほか、会計監査人とも同様に積極的な意見交換をおこないます。
- ハ. 監査役は、会計監査人、監査部および子会社の監査役等と緊密に連携するとともに、当社グループの役職員と定期的に会合を持つことにより、実効的な監査をおこないます。
- ニ. 監査役は、その職務を遂行するために必要と判断した場合には、監査部に対し、必要な調査の実施、報告等を指示することができるものとします。
- ホ. 監査役会は、内部監査基本計画および監査部長の任免について、事前に同意決議をおこないます。
- ヘ. 監査役は、監査部長の人材評価等について、事前に報告を受け、意見を付すことができるものとします。
- ト. 当社は、会社法第388条の定めに従い、監査役の請求にもとづき、必要な監査費用を支払います。

### (内部統制システムの運用状況の概要)

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

2018年7月、当社の子会社である東日本銀行は、内部管理態勢および経営管理態勢に問題があったとして、銀行法第26条第1項にもとづき、業務改善命令を受けました。当社は親会社として、東日本銀

行が策定した業務改善計画の着実な実施を管理・監督するとともに、内部管理態勢および経営管理態勢の見直し・強化に取り組んでいます。

当社は、当社グループの内部統制の態勢整備およびその運用状況を原則として年に1回、定期的に検証し、必要に応じて見直しをおこなっています。当事業年度は、2019年3月の取締役会において、検証・見直し等をおこないました。

## (1) コンプライアンスに関する体制

- イ. 経営会議において2018年度コンプライアンスプログラムを制定し、役職員はその実践に努めました。
- ロ. 問題事例の再発防止や法令等違反の未然防止等に向けて、経営会議のひとつとして代表取締役・取締役などによって構成されるコンプライアンス会議を、原則3か月に1回開催しております。当事業年度は、4回開催し、協議・決定等をおこないました。
- ハ. 役職員等からコンプライアンス統括部署への直接通報制度であるコンプライアンスホットラインを適切に運用し、問題事例等の通報に対して、コンプライアンス統括部署が是正・改善のために速やかに対応しました。

## (2) リスク管理体制

- イ. 取締役会において制定した「リスク管理の基本規程」および各種リスク管理に関する基本規程をはじめとする関係規程にもとづき、有効なリスク管理に努めました。
- ロ. 取締役会および経営会議は、各種リスクの水準や管理状況について定期的に報告を受け、各種リスクを適切に管理するうえで必要な決定を適時におこないました。
- ハ. 収益・リスク・資本のバランスを考慮した適切なポートフォリオの形成によりリスクとリターン最適化を進める手法であるリスクアペタイト・フレームワークを活用し、リスク管理全般に関するガバナンスの充実およびリスクカルチャーの醸成をはかりました。

## (3) 取締役の職務執行の効率性確保および情報の保存・管理に関する体制

- イ. 取締役会は、取締役会の運営、経営会議の設置・運営に関する規程を定めています。また、当社の職制、業務分掌および決裁権限に関する規程は、経営会議等において定めています。
- ロ. 取締役会は、2016年度から2018年度までの3年間を対象期間とする中期経営計画のもとで、グ

グループ経営方針やグループ総合予算を決定しました。また、取締役会および経営会議は、担当部署からの定期的な報告等にもとづき、グループ経営方針やグループ総合予算に照らした業績その他主要事項の進捗管理、経営管理をおこないました。

ハ. 取締役会、経営会議等の議事録および取締役の職務の執行に係るその他の文書等は、関係規程にしたがい、適切に保存・管理しています。

#### (4) 財務報告の適正性確保に関する体制

取締役会において制定した「財務報告に係る内部統制基本規程」にもとづき、財務報告に関する内部統制の有効性を定期的に評価しております。

#### (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 取締役会において制定した「グループ経営管理規程」にもとづき、子会社にて発生したグループ全体に大きな影響を及ぼす事項や内部統制上必要な事項等について、協議・決定等をおこないました。

ロ. 東日本銀行の業務改善計画の実施状況を確認し、ガバナンス高度化に向けた取り組みを継続していくため、グループガバナンス強化委員会を毎月開催し、検証をおこないました。

ハ. ALM・リスク管理会議やグループ営業戦略会議を定期的を開催して、グループ内会社の業務実績やリスク管理の状況等について報告を受けるとともに、リスク管理をはじめとする内部管理態勢に関する協議や各種経営目標の設定とその履行状況の検証等をおこないました。

ニ. 当社の監査部は、当社グループの業務運営の適正を確保する観点から、監査役室を除く当社のすべての部署・業務に加え、グループ内会社を対象に監査を実施したほか、当社グループの内部監査を統括し、取締役会等に内部監査結果を定期的に報告しています。

#### (6) 監査役監査の実効性確保に関する体制

イ. 執行部門から独立した組織として監査役室を設置し、監査役の指示に従って監査役および監査役会を補佐する専任担当者を配置しています。

ロ. 当社の取締役および使用人ならびにグループ内会社の取締役、監査役および使用人が直接あるいは間接的に当社の監査役会または監査役に対して必要な報告をおこなうことについては、周知徹底がはかられています。

ハ. 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、経営方針の確認と当社グループの課題等に関する意見の交換を実施しました。また、監査役は、当社の取締役、部長、内部監査部門やコンプライアンス統括部門の管理者、子会社の役職員および監査役、当社の会計監査人等との間で、定期的に会合を開催することや随時に報告・説明を求めること等を通じて、情報の収集や意見の交換を実施しました。

ニ. 監査役会は、内部監査基本計画について事前に同意決議をおこないました。

ホ. 監査役は、監査部長の人材評価等について事前に報告を受け、内容の協議をおこないました。

## 8 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
株式会社横浜銀行	横浜市西区みなとみらい 三丁目1番1号	829,491百万円	977,235百万円

## 9 親会社等との間の取引に関する事項

該当ございません。

## 10 会計参与に関する事項

該当ございません。

## 11 その他

(会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針)

当社は、2018年11月9日、特別配当による配当実施方針を変更し、配当金について分かりやすく定額で明示することとし、2018年度の株主還元方針を以下のとおり変更いたしました。

### 2018年度の株主還元方針

- ・普通配当金として年16円をお支払いします。内訳としては、中間配当金として年6.5円、期末配当金として残りの年9.5円をお支払いします。
- ・市場動向や業績見通しなどを勘案のうえ、機動的な自己株式の取得を実施していきます。
- ・株主還元の合計額については、年度の親会社株主に帰属する当期純利益の50%を目途とします。

なお、利益水準や資本配分の状況に応じた柔軟な還元をおこなうため、新たな中期経営計画期間中（計画期間2019年度から2021年度）の株主還元方針を以下のとおり定めております。

### 新たな中期経営計画期間中の株主還元方針

- ・資本の状況、成長投資の機会を勘案し、バランスのとれた株主還元をおこないます。
- ・配当性向35%以上を目標とし、1株あたり配当金の安定的な増加を目指していきます。
- ・市場動向、業績見通しなどを勘案のうえ、柔軟かつ機動的な自己株式の取得を実施します。

# 連結計算書類

## 第3期末(2019年3月31日現在)連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
現金預け金	2,969,305	預金	15,945,423
コールローン及び買入手形	256,899	譲渡性預金	234,633
買入金銭債権	44,220	コールマネー及び売渡手形	496,364
特定取引資産	5,243	売現先勘定	13,726
有価証券	2,476,944	債券貸借取引受入担保金	307,071
貸出金	12,661,999	特定取引負債	113
外国為替	17,636	借入金	489,630
リース債権及びリース投資資産	68,684	外国為替	407
その他資産	208,672	社債	60,000
有形固定資産	166,862	その他負債	134,880
建物	54,992	賞与引当金	4,465
土地	93,532	役員賞与引当金	94
リース資産	165	株式報酬引当金	272
建設仮勘定	2,626	退職給付に係る負債	1,040
その他の有形固定資産	15,545	睡眠預金払戻損失引当金	2,274
無形固定資産	16,721	偶発損失引当金	1,255
ソフトウェア	15,993	特別法上の引当金	18
のれん	14	繰延税金負債	13,521
リース資産	0	再評価に係る繰延税金負債	16,474
その他の無形固定資産	713	支払承諾	65,280
退職給付に係る資産	33,958	負債の部合計	17,786,949
繰延税金資産	8,085	<b>(純資産の部)</b>	
支払承諾見返	65,280	資本金	150,078
貸倒引当金	△ 53,418	資本剰余金	263,294
資産の部合計	18,947,097	利益剰余金	644,634
		自己株式	△ 6,879
		株主資本合計	1,051,127
		その他有価証券評価差額金	72,907
		繰延ヘッジ損益	△ 2,707
		土地再評価差額金	36,799
		退職給付に係る調整累計額	△ 3,237
		その他の包括利益累計額合計	103,762
		新株予約権	169
		非支配株主持分	5,088
		純資産の部合計	1,160,147
		負債及び純資産の部合計	18,947,097

### 第3期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
<b>経常収益</b>		<b>306,494</b>
<b>資金運用収益</b>	<b>185,526</b>	
貸出金利息	143,336	
有価証券利息配当金	29,961	
コールローン利息及び買入手形利息	5,523	
預け金利息	2,939	
その他の受入利息	3,766	
<b>役務取引等収益</b>	<b>62,717</b>	
<b>特定取引収益</b>	<b>2,046</b>	
<b>その他業務収益</b>	<b>39,427</b>	
<b>その他経常収益</b>	<b>16,777</b>	
償却債権取立益	2,211	
その他の経常収益	14,566	
<b>経常費用</b>		<b>226,121</b>
<b>資金調達費用</b>	<b>18,880</b>	
預金利息	10,742	
譲渡性預金利息	20	
コールマネー利息及び売渡手形利息	2,069	
売現先利息	124	
債券貸借取引支払利息	936	
借入金利息	2,096	
社債利息	183	
その他の支払利息	2,706	
<b>役務取引等費用</b>	<b>14,879</b>	
<b>その他業務費用</b>	<b>39,367</b>	
<b>営業経費</b>	<b>133,012</b>	
<b>その他経常費用</b>	<b>19,981</b>	
貸倒引当金繰入額	5,088	
その他の経常費用	14,892	
<b>経常利益</b>		<b>80,373</b>
<b>特別利益</b>		<b>295</b>
システム解約損失引当金戻入益	295	
<b>特別損失</b>		<b>1,353</b>
固定資産処分損	1,158	
減損損失	195	
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>79,314</b>
法人税、住民税及び事業税	22,434	
法人税等調整額	2,412	
<b>法人税等合計</b>		<b>24,847</b>
<b>当期純利益</b>		<b>54,467</b>
<b>非支配株主に帰属する当期純利益</b>		<b>181</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>54,285</b>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

# 計算書類

## 第3期末(2019年3月31日現在)貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>37,428</b>	<b>流動負債</b>	<b>264</b>
現金及び預金	1,033	未払費用	20
有価証券	29,000	未払法人税等	24
前払費用	13	預り金	21
未収収益	665	賞与引当金	74
未収還付法人税等	6,383	役員賞与引当金	26
その他	331	その他	95
<b>固定資産</b>	<b>939,807</b>	<b>固定負債</b>	<b>60,478</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>62</b>	社債	60,000
工具、器具及び備品	62	株式報酬引当金	60
<b>無形固定資産</b>	<b>65</b>	長期預り金	417
商標権	3	<b>負債の部合計</b>	<b>60,742</b>
ソフトウェア	61	<b>(純資産の部)</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>939,680</b>	<b>株主資本</b>	<b>916,323</b>
関係会社株式	879,639	<b>資本金</b>	<b>150,078</b>
関係会社長期貸付金	60,000	<b>資本剰余金</b>	<b>699,673</b>
繰延税金資産	40	資本準備金	37,578
<b>資産の部合計</b>	<b>977,235</b>	その他資本剰余金	662,095
		<b>利益剰余金</b>	<b>73,450</b>
		その他利益剰余金	73,450
		繰越利益剰余金	73,450
		<b>自己株式</b>	<b>△ 6,879</b>
		<b>新株予約権</b>	<b>169</b>
		<b>純資産の部合計</b>	<b>916,492</b>
		<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>977,235</b>

### 第3期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
<b>営業収益</b>		<b>33,186</b>
関係会社受取配当金	31,439	
関係会社受入手数料	1,746	
<b>営業費用</b>		<b>1,518</b>
販売費及び一般管理費	1,518	
<b>営業利益</b>		<b>31,668</b>
<b>営業外収益</b>		<b>195</b>
受取利息	183	
有価証券利息	0	
その他	10	
<b>営業外費用</b>		<b>329</b>
社債利息	183	
社債発行費	130	
その他	14	
<b>経常利益</b>		<b>31,533</b>
<b>特別損失</b>		<b>0</b>
固定資産処分損	0	
<b>税引前当期純利益</b>		<b>31,533</b>
法人税、住民税及び事業税	54	
法人税等調整額	△ 6	
<b>法人税等合計</b>		<b>47</b>
<b>当期純利益</b>		<b>31,486</b>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ  
取締役会 御中

#### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木村 充 男 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木 裕 晃 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	百瀬 和 政 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木村 充 男 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木 裕 晃 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	百瀬 和 政 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループの2018年4月1日から2019年3月31日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第3期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受け、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等から構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。  
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む。）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載の通り、2018年7月に当社の子会社である株式会社東日本銀行は、内部管理態勢および経営管理態勢に問題があったとして、関東財務局から業務改善命令を受けました。監査役会は、株式会社東日本銀行が業務改善計画を策定し遂行するとともに当社が同計画の実施状況を監督し、グループ一体となって内部管理態勢および経営管理態勢の見直し・強化に取り組んでいることを確認しており、引き続き改善状況を監視・検証してまいります。

- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2019年5月13日

株式会社 コンコルディア・フィナンシャルグループ監査役会

常 勤 監 査 役	前 川 洋 二	Ⓔ
監 査 役(社外監査役)	野 田 賢 治 郎	Ⓔ
監 査 役(社外監査役)	緒 方 瑞 穂	Ⓔ
監 査 役(社外監査役)	橋 本 圭 一 郎	Ⓔ

(注) 常勤監査役天野克則氏は2019年3月31日をもって辞任しました。

以 上

## 地域 Region

地域とともに豊かで持続的に発展する社会づくりへ



## 地域経済の持続的な成長へ

人口減少やインバウンド消費の取り込みなど地域の課題を解決するため、官民一体となったコーディネート機能を発揮し、地域の成長基盤強化に取り組めます。

### ■ 地方創生の取り組み

地域ごとの課題とめざすべき10年後の姿を予測して、そのビジョンに向けて銀行が取り組む「はまぎん10年後プロジェクト」。開発が進む横浜みなとみらい21地区では「新港ふ頭」での客船ターミナル建設への資金協力や新たな進出事業者の紹介、企業同士の交流などをサポートしています。

少子高齢化・人口減少の課題に直面する三浦半島地域では、京浜急行電鉄株式会社と株式会社NTTドコモと「三浦半島地域の経済活性化に向けた連携と協力に関する協定」を締結し、産業振興や、マリレジャーの活性化に向けてともに取り組んでいます。

### ■ 観光活性化

横浜銀行と地域経済活性化支援機構（REVIC）が出資する「かながわ観光活性化ファンド」を活用して、湯河原町の「富士屋旅館」や、鎌倉の古民家を宿泊施設に改修した民泊旅館「鎌倉古今」の開業を支援。官民一体となって観光活性化を支援しています。



## キャッシュレス社会の実現

現金を使わない「キャッシュレス決済」が世界中で広がっています。決済効率化、インバウンド消費取り込みのため、現在20%の国内キャッシュレス決済比率を将来的に80%まで高めるのが政府の目標です。

スマートフォンを活用した「はまPay」で小売店や商店街のキャッシュレス導入やデータ活用を支援しています。



## 豊かな地域をめざす活動

少子高齢化が進む現代社会では、さまざまな分野において地域住民による助け合いや交流が重要とされています。

地元プロスポーツチームとの連携や、社会福祉施設で唄や楽器演奏を披露するボランティアキャラバン、各地での清掃活動や行事への参加などを通じて地域との交流を深めています。



横浜銀行と東日本銀行は、地域の皆さまの活動を応援し、持続可能な社会の実現をめざしています。

## こども Children

未来を担う無限の可能性を持つ子ども達へ



## 金融リテラシーの普及・向上への取り組み

金融リテラシーの普及・向上に取り組むことは、われわれ銀行の責務であると考えています。本業の金融サービスを通して未来を担う子ども達の育成、地域のさらなる活性化と発展、安心して子育てができる環境づくりに取り組みます。

### ■ 資産形成支援

次世代の子ども達へ資産を遺す商品として、中長期的なつみたてによる資産形成が可能な「つみたてNISA」をご案内しています。

また、相続や資産承継のコンサルティングをおこない、次世代への円滑な資産承継のお手伝いをしています。

詳しくは横浜銀行ホームページ「つみたてNISA」



<https://www.boy.co.jp/kojin/tameru/toushin/nisa/>



### ■ 経済・金融教育

各営業店で近隣の小・中学生の職場体験を受け入れているほか、出張授業により、子ども達が金融について学んでいます。

高校生向けには「エコノミクス甲子園神奈川大会」を毎年開催しています。



### ■ 地元大学との産学連携の取り組み

横浜銀行は横浜国立大学をはじめとする地元大学と連携し包括協定を結んでいます。各大学の研究支援をおこなうほか、金融システムや金融政策などの出張講座により実務に沿った内容の学びの機会を提供しています。



## 環境 Environment

これから先も緑豊かな地球を守るために



## SDGs私募債

「〈はまぎん〉SDGs私募債～未来へ～」は、お客さまによる私募債の発行を記念して、横浜銀行が発行金額の0.1%相当額を寄附する商品です。寄附先は神奈川県による「かながわSDGs取組方針」のテーマに沿った5団体でマイクロプラスチック問題や未病の改善、エネルギーの地産地消など社会的課題の解決に向けて寄附金が活用されます。

## はまぎんの森

横浜銀行は、神奈川県内の森林の豊かな恵みを次世代に引き継ぐ「かながわ森林再生50年構想」に賛同し、CSR環境私募債の寄附金を活用して、森林の再生に取り組む「森林再生パートナー」となっています。その活動の一環として、丹沢湖のほとりにある県所有の森林のネーミングライツを取得して「はまぎんの森」と名づけました。



## 環境にやさしい店舗づくり



横浜銀行・東日本銀行の店舗のリニューアルにあたっては、太陽光発電装置の設置、LED照明や高断熱ガラスを組み込んだカーテンウォールなど、環境にやさしい店舗づくりに努めています。



横浜銀行は店舗や本店ビルに環境に配慮した運営が評価され、日本ファシリティマネジメント協会から、金融機関では初となる「最優秀ファシリティマネジメント賞」を受賞しました。



# ガバナンス Governance

全ての従業員が活躍する組織づくりへ



## 女性が活躍できる組織

全ての従業員が力を存分に発揮できる風土づくりに取り組んでいます。育児休業制度や託児費用の補助、育児休業からの復職支援に向けたカリキュラムを通じて就業継続を支援しています。

グループ（2行合計）の女性役職者比率は28.1%で、2020年度の目標25%を前倒しで達成。女性活躍の取り組みが評価され、横浜銀行は内閣府から「女性が輝く先進企業」として表彰されました。



## 働きがいのある職場づくりと人材育成

柔軟かつ効率的に働くことで生み出した時間を有効活用して、自ら考え行動する職場をめざしています。

勤務間インターバルやテレワークの導入、従業員の健康増進に向けた「横浜銀行 健康宣言」など働きがいのある職場づくりに加えて、金融コンサルティング力の高い専門人材の育成を通じて地域における金融仲介機能を高めています。



## SDGsとは?

SDGsとは2015年9月に国連に加盟する全ての国が、全会一致で採択した「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」です。

このSDGsは17のゴールと、より具体的な目標である169のターゲットから構成され「誰も置き去りにしない」世界をつくることをめざし、2030年までに達成することを目標としています。

わたしたち企業は本業を通じて、そしてそこで働く従業員もさまざまな活動を通して、経済や街づくり、環境といった社会的課題への解決に貢献し「持続可能な社会」を創ることができます。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標











